

街路樹も色づき始め、徐々に秋の深まりを感じるようになりました。コロナウィルス感染症も落ち着き、街中の人出も増えたように感じます。必ず来ると言われている第六波に備え、引き続き感染対策を行っていきましょう。



■講演会を開催しました

10月30日(土)、仙台弁護士会館4階ホールにおいて、元消費者委員会委員長、東北大学・東京大学名誉教授でネットとうほくの理事である河上正二氏をお招きし、講演会「今後考えていくべき消費者問題・消費者課題の視点～消費者行政の進展と社会の変化をふまえて～」を開催しました。オンライン参加を含め45名が参加しました。緊急事態宣言等もあり、河上先生が対面で講義をするのは約1年半ぶりとのことで、顔を見ながら話しができるのはうれしいと仰っていました。



河上正二氏

【講演の概要】

- *消費者庁、消費者委員会が発足して10年以上が経過した今、消費者問題も社会的変容（少子高齢化、デジタル化とオンライン取引の拡大、消費者取引の複雑化など）に歩調を合わせて変わっている。
- *簡単には変わらないと思っていた民法が大改正された。民法が事業者の為の法律になりつつある今、改めて「消費者法とは」と考えなくてはいけない時代になってきた。消費者法は「生活者」の為の最低限のルールを定める法律にならなくてはならない。
- *「成年年齢引き下げ」に関する法律の施行（令和4(2022)年4月1日～）にも注意が必要。選挙能力と行為能力は別物と考える。18～19才が新たなターゲットとなる。年齢で区切れるものではなく、年齢（経験値）に合わせた支援が必要だが、その点は考慮されていない。若年者を見守る体制を作らなくてはいけない。
- *フリマアプリ等を利用した消費者間取引(C to C)であっても、デジタルプラットフォーム(DPF)がルールを定め市場を成立させており、手数料も取ることから、DPFには取引を安全かつ適切に運営する責任がある。
- *事業者 VS 消費者というこれまでの構図ではなく、良い市場を作る為に、良心的な事業者と消費者が協力して共に知恵を出し合い、悪質な事業者を排除する。そういう社会を目指さなくてはならない。適格消費者団体には、ちゃんと消費者と向き合いたいと思っている事業者と消費者をつなぐプラットフォームになることを期待する。

その他、大川小学校津波被災事件や津谷弁護士刺殺事件を例に組織的過失について、特商法・預託法改正における契約書面等のデジタル化による諸問題、消費者の脆弱性など、時にユーモアを交えながらお話いただきました。

《著書のご案内》

河上正二氏著「鳥瞰民法(全)」が信山社より発売中!

本体価格 1,700円(税別)



■ 検討委員会活動報告

6月のニュース第42号に続き、近年の申入れ活動や差止請求訴訟についてご報告します。

申入れ活動とは、消費者契約法や特定商取引法等に違反する条項や事業者の行為に対し、申入れや要請（法に違反しないよう修正を求める）を行う活動です。一般消費者から寄せられた「これっておかしくないですか」という情報提供がきっかけになって調査検討を行う案件も多くあります。

そういう例の一つに、東北・みやぎ復興マラソンの規約があります。一般市民から「台風19号接近で中止になった2019年の復興マラソンについて、参加費（12,000円）の返金が一切ないのはおかしいのではないか」という情報提供が寄せられ、規約上「地震・災害・疫病等による開催縮小・中止の場合、参加料手数料等は返金しない」という条項が消費者契約法10条に違反しないかが問題になりました。市民マラソンにおいては、開催日の相当前から物品人員の手配や関係業者への発注がなされており、途中で中止になっても多額の費用負担が避けられないという実情は理解できました。しかし、中止等の時期や準備状況に関わらず一切返金しないと読める条項にはやはり問題があると考えられました。申入れ・要請の結果、規約は「主催者の責に帰さない事由（天災等）による中止・規模縮小の場合、中止・規模縮小までに生じた経費等を勘案して返金の有無・金額等を決定します」と改められました。



また、複数取り組んでいた事案として、ホテルの結婚披露宴のキャンセル料があります。これも、「結婚式場の予約を申込みの2週間後にキャンセルしたが、申込金の半額しか返金されなかった」という情報提供がきっかけです。結婚披露宴のキャンセル料は、これまで多くの適格消費者団体で問題にしており、当団体でも、消費者契約法9条に基づき申入れして改善した事例が3件あります。3件に共通した改善点としては、披露宴開催予定日から1年以上前については、キャンセル料なし（申込金は返金）とされたことです。開催予定日から1年以内については、事業者それぞれの考え方により改訂され、一部には疑問も残りましたが、差止訴訟は行わず終了しています。



消費者契約法9条は「事業者の平均的損害を超える部分は無効」と規定していますが、平均的損害を超えるか否かについて、適格消費者団体側で確認したり証明することは難しいのが現状です。消費者庁の消費者契約法改正の検討会でも「平均的損害の立証負担の軽減」が検討課題となっており、その後の検討経緯にもご注目下さい。

■ 2021年度第3回「ネットとうほく消費者被害事例ラボ」(消ラボ)を開催しました

2021年9月13日(月)18時30分から、仙台弁護士会館において、2021年度第3回消ラボを開催し、Zoomでの参加も含めて29名の参加がありました。

今回は、「リフォーム工事請負契約等と説明義務」をテーマに、東北学院大学の羽田さゆり准教授が講義を行いました。



講師 羽田さゆり准教授

トイレ修理業者の契約に関し、近時被害が多発しており、社会的注目も集めていることから、本テーマが取り上げられました。

リフォーム契約の問題点として、①小規模工事に規制が及ばないこと、②講習会への参加が必須ではないこと、③法的位置づけがあいまいであって、民間資格でも施工が可能であること、そして、④行政官庁の規制が及びづらいということなどが挙げられました。

次に、リフォーム工事に関して、争いとなった裁判例の紹介があり、裁判所が説明義務や消費者契約法の不実告知（4条1項）の要件をどのように考えているかについて紹介がありました。

また、クーリング・オフの可否が問題となった裁判例も紹介され、裁判所はクーリング・オフにおける法定書面を厳格に捉えており、告知文のポイント数が数ポイント足りないことで法定書面性を具備しないと判断した事例なども紹介されました。

その後の意見交換では、トイレ修理被害に関し、特商法の「来訪要請」の要件をどのように解釈するべきかについて等の議論がなされ、近時消費者庁から発出された訪問販売等の適用除外に関する Q&A の考え方などが紹介されました。

次回は、11月18日（木）18時30分から、「特定適格消費者団体の集団的被害回復制度の手続き的諸問題（今後の課題）」をテーマに、東北大学の今津綾子准教授が講義を行います。引き続き、Zoomでの参加も受け付けております。会員の皆さまは、是非ご参加ください。

■令和3年度秋の適格消費者団体連絡協議会にWEB参加しました

「適格消費者団体連絡協議会」は、全国の適格消費者団体及び適格団体を目指す団体と消費者庁から関係者が集まり情報や意見交換を行う企画として、年に2回（毎年春と秋）開催されています。今年秋の協議会は、9月4日（土）13時から、新型コロナウイルス感染拡大防止のため Zoom を利用したウェブ会議の形式で開催されました。ネットとうほくからは、鈴木裕美理事と小野寺友宏理事・事務局長（小野寺友宏法律事務所で参加）、新野貴久子職員と金野倫子職員（ネットとうほく事務所で参加）、野崎和夫理事、天羽優子検討委員の6名が参加しました。

当日は、消費者庁の取組み報告に続いて、各団体から、被害回復手続きや差止請求事案の報告がありました。ネットとうほくからも、鈴木裕美理事が、株式会社防災センターに対する差止請求訴訟の仙台地裁判決と同訴訟の控訴審の経過を報告しました。各地から差止請求訴訟を中心に10件ほどの取組み報告があり、有意義な機会でした。



協議会終了後の17時30分から、参加団体による自主企画「役員・事務局交流会」が開催され、指定法人構想（適格消費者団体訴訟制度の実効的な運用を支援する第三者的な主体を法的に位置づける構想）についての報告や意見交換が行われました。指定法人構想は、消費者裁判手続き特例法検討会において消費者庁が提案しているものですが、課題となっている適格消費者団体への支援を実現する上で有用であるとの積極的な意見がある一方で、法人の物的・財政的な基盤が十分に確保できるのかという疑問も示されており、今後の検討の推移を注視する必要があります。

■電話相談会開催中

前号でお知らせした通り、9月より月2回、弁護士による無料電話相談を実施しています。結婚式場のキャンセルやネットを介したトラブルなど、毎回多岐にわたる相談が寄せられています。この電話相談は、2月まで継続して行います。



1回線しかないので、繋がりにくいこともあるかと思いますが、不当な契約条項や誇大広告等ありましたら、下記専用ダイヤルまでお電話ください。

実施日：11月9日、29日、12月9日、27日、

2022年1月7日、28日、2月9日、28日

受付時間：13時～16時

専用電話：**022-341-2010**

※詳細はHPをご覧ください。

■リレーエッセイ

今回のリレーエッセイは、検討委員の太田伸二弁護士です。

外国人の消費者問題

外国から来たと思われる方を街で見掛ける機会が増えたと感じます。宮城県内の外国人の人口は2021年8月末の時点で2万1322人です。統計上、コロナ禍以前より若干減っていますが、それでも多くの方が宮城県内で生活しています。

それに伴って、トラブルも増えています。私は最近、外国人の方の消費者問題に取り組む機会がありました。留学生として日本に来た方が、日本語学校の寮に入る際に学校側に納めた敷金が、卒業して退寮した後も返ってこなかったという事案です。

日本で暮らしてきた人であれば、退去しても敷金が返ってこなければ大家に請求をし、それでも返ってこなければ弁護士などに相談するだろうと思います。

しかし、外国から来た方の場合、日本の法律は母国のものとは違いますし、本件でいえば「敷金」というものが何かについての理解も十分でないかもしれません。弁護士に相談するとしても、どこで相談すればいいのかも分からないのが普通でしょう。本来は、身近な支援者であるはずの学校が日本の法律や習慣を教えてサポートしてくれればいいのですが、本件は相手方がその学校なので期待できません。

そういう中で外国人の方が消費者トラブルに遭わないようにし、仮にトラブルに遭った場合には支援するためにはどうしていけばいいか、これは考えなければならない課題だと思います。

この点、外国人の方は同胞のつながりを強くしているケースが多くあります。また、その連携にはSNSが使われています（宮城に多く居るベトナム人の方はFacebookを使っているそうです）。そういった団体と連携して、SNS経由で必要な情報をお伝えするような取り組みが必要かもしれません（労働問題ではそういった模索が始まっています）。



☆会員の皆さまへのお知らせ☆

総会議案書 P22「第2号議案」財務諸表の注記「2 事業別損益の状況」の表のうち、一部が空欄になっていました。空欄になっていた「差止請求関係業務、各種消費者問題の実態調査・研究事業(1)」列の「その他経費計」「経常費用計」「当期経常増減額」行に入る数字は、「145,160」「145,160」「-82,160」です。訂正してお詫びいたします。なお、全体の合計欄の数字は記載の通りで間違いございません。

☆「2022年版くらしの豆知識をお届けします☆



国民生活センターより「2022年版くらしの豆知識」が発行されました。ネットとうほくでは、毎年、オリジナルデザインの「くらしの豆知識」を作成し、日頃から当団体を支えて頂いている会員の皆さまにお届けしています。あなたの身近な知識の源としてお役立て下さい。

【発行元】内閣総理大臣認定 適格消費者団体

認定 NPO 法人 消費者市民ネットとうほく事務局

〒981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-40 ブライトシティ柏木 702

TEL 022-727-9123 FAX 022-739-7477

e メールアドレス shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.jp